令和3年8月19日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

1 新型コロナウイルス感染症について

(1)	感染者の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	県の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(3)	医療提供体制等7
(4)	高齢者施設等の従事者に対するPCR検査・・・・・・・・・・・・・・・12
(5)	新型コロナウイルスの抗体保有状況調査等の実施・・・・・・13
(6)	ウイルス変異に対応した試薬開発の支援等・・・・・・・・・14
(7)	高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症の迅速検査の
	令和2年度実証試験結果について・・・・・・・・・・・・14
(8)	ワクチンの接種状況等・・・・・・・14
(9)	産業における対応・・・・・・・18
(10)	雇用、労働関係の支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・33
(11)	観光における対応・・・・・・・・・・・・・・・35
(12)	

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

8月15日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、110,578名となっている。

ア 症状別の状況

(8月15日現在)

入院				宿泊施	自宅療養	死亡
	重症	中等症	軽症・無症状	設療養		(累計)
1,458名	200名	1,161名	97名	663名	12,685名	1,023名

イ 新規感染者数の推移



6月	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人
6月	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162 1	135 J	163 1	201 Å	192 J	221 J	231 1	1305人
	27	28			7/1		3	週合計
	000 1	100 1	101.1	000 1	011.1	000 1	0541	1400 1
7月	4	192人					254人	1480人
111			•					
								1841人
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	389人	280人	308人	361人	403人	446人	539人	2726人
				21		23		週合計
	460 1	/12 L	433 I	521 L	630 1	652 1	547 1	3655人
		26		28		30		週合計
	504.1	500 1	750 1	10511			4500 1	
8月			758人	_	1164人	1418人	7 1580人	7041人
8月	8/1	2	3	4	5	0	,	週合計
	1257人	1686人	1298人	1484人	1845人	2082人	1893人	11545人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	1860人	2166人	1572人	1561人	1807人	2281人	2356人	13603人
	15	16	17	18	19	20	21	
	2001 1							
	2081人							

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、 下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

ウ 変異株の状況

(7) 県内の判明状況(8月11日現在)

(株内訳)

アルファ株	ベータ株	ガンマ株	デルタ株
(疑い含む)	(疑い含む)	(疑い含む)	(疑い含む)
886	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>6, 712</u>

(デルタ株年代別内訳)

総数	10 歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80 代 以上	年代 調査中
<u>6, 712</u>	<u>356</u>	<u>811</u>	<u>1, 933</u>	<u>1, 101</u>	<u>1,097</u>	934	288	<u>79</u>	<u>72</u>	<u>41</u>

※アルファ株:B.1.1.7(英国で最初に検出された変異株 主な変異はN501Y)

ベータ株:B.1.351(南アフリカで最初に検出された変異株 主な変異はN501Y、E484K)

ガンマ株: P. 1 (日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株)主な変異はN501Y、E484K) デルタ株: B. 1. 617 (インドで最初に検出された変異株 主な変異は、L452R (E484Q))

(イ) デルタ株 (L452R) の検査実施状況

	陽性者数	総検査数	検査実施率	濃厚接触者を除く検査数(c)		検査数(c)
	(a)	(b)	(b/a)		変異株検出(d)	転換率 (d/c)
5/31~6/6	1, 438	91	6. 3	74	9	12. 2
6/7~6/13	1, 380	188	13. 6	181	19	10. 5
6/14~6/20	1, 270	499	39. 3	497	45	9. 1
6/21~6/27	1, 346	584	43. 4	575	55	9.6
6/28~7/4	1, 503	605	40. 3	604	66	10.9
7/5~7/11	2,004	823	41. 1	812	132	16. 3
$7/12 \sim 7/18$	<u>2, 797</u>	<u>1, 077</u>	<u>38. 5</u>	<u>1,073</u>	<u>334</u>	<u>31. 1</u>
$7/19 \sim 7/25$	3,726	<u>1, 242</u>	<u>33. 3</u>	<u>1, 225</u>	<u>574</u>	<u>46. 9</u>
<u>7/26∼8/1</u>	<u>7, 767</u>	<u>2, 815</u>	<u>36. 2</u>	<u>2,810</u>	<u>1, 915</u>	<u>68. 1</u>
8/2~8/8	<u>12, 148</u>	<u>4, 447</u>	<u>36. 6</u>	4, 426	<u>3, 648</u>	<u>82. 4</u>

(2) 県の対応

ア 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

(5月14日以降)

_	(6) 「日本体
開催日	主な議題
5月28日	まん延防止等重点措置の延長(二度目)に伴う対応について協議
6月18日	まん延防止等重点措置の延長(三度目)に伴う対応について協議
7月8日	まん延防止等重点措置の延長 (四度目) に伴う対応につい て協議
7月16日	新規感染者急増における今後の県の対応について協議
7月30日	緊急事態宣言の発出に伴う県の対応について協議
8月9日	宣言後の感染急拡大に伴う県の対応について
8月17日	宣言延長等を踏まえた対応強化について

イ 緊急事態宣言の発出に伴う県の対応

7月30日、特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の実施方針を策定した。

また、8月17日、緊急事態宣言の期間延長の公示を受けた。

- (7) 措置を実施する期間
 - 8月2日~9月12日
- (1) 措置の対象とする区域 神奈川県全域
- (ウ) 実施する措置の主な内容
 - a 県民の外出自粛
 - ・ 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第 45 条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自 粛を要請(特に、20 時以降の不要不急の外出、外出する必要が ある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少 人数で行動、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の 自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染 対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮 の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請)
 - ・ 法第45条第1項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲み をしないよう要請
 - ・ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの 場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底
 - ・ デルタ株への危機感を共有し、人混みは危険という認識のも と、リスクある行動の回避を要請
 - ・ 混雑した場所への外出の5割減を要請

b 事業者への要請等

(a) 飲食店等への要請

食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた 飲食店等(宅配、テイクアウトサービスは除く)、カラオケ店 に対し、第45条第2項に基づき、次のとおり要請

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業を要請
- ・ 上記以外の飲食店等に対して、営業時間の短縮(5時から20時までとする。)を要請

(b) その他の施設への対応

法施行令第11条第1項に規定する施設について、次のとおり要請又は働きかけ

- 1,000㎡超:20時までの営業時間短縮要請(イベント開催時は21時まで)
- 1,000㎡以下:20時までの営業時間短縮働きかけ(イベント開催時は21時まで)
- 入場整理等の感染防止対策を要請
- ・ 百貨店の地下の食品売り場等に対し、入場制限を要請

(c) イベントの開催制限

・ 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催 は、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策

(7) 「感染防止対策取組書」の普及

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、飲食店等の各店舗において、業種ごとに定められたガイドラインに沿った感染対策を一覧で示した「感染防止対策取組書」について、令和2年5月から運用を開始するとともに、チラシやポスター等を作成するなど、県民や事業者への普及に取り組んでいる。

「感染防止対策取組書」の登録件数は、令和3年8月16日時点で、131,475件。

(イ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

昨年度から引き続き、県民や事業者に向けて各種支援メニューを 掲載したチラシを作成し、県ホームページに掲載したほか、各地域 県政総合センター等での配架、商工会及び商工会議所等への配布を 行った。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大に関する県民アンケート (第2回目)

a 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、日々刻々と状況が変化する中で機動的かつ柔軟な対応が必要とされており、今後の施策展開や、かながわグランドデザインの推進の参考とするため、県民アンケートを実施し、県民の声やニーズを把握する。

b 概要

(a)手法

神奈川県電子申請システム

(b) 期間

令和3年2月25日から令和3年3月26日まで

(c) アンケートの回答

a'回答者数

6,050人

- b'設問「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現在の (又は今後想定される)困りごと」の回答
 - 〇 件数

11,092件(複数回答可)

- 〇 主な回答
 - ・ 外出自粛による運動不足やストレスの増加
 - ・ 収入の減少や支出の増加
 - 感染への不安
 - ・ テレワーク環境がない など
- c'設問「前項で選んだ項目において具体的に必要だと思う支援や対策等(又はコロナ禍における社会において必要だと思う支援や対策等)と、その理由について」の回答
 - 〇 件数

5,426件(複数回答可)

- 〇 主な回答
 - 給付等の家庭への支援
 - ・ 健康的に暮らすための広報
 - 企業や事業者への支援
 - ・ すぐにPCR検査を受けられる体制
 - ・ ワクチン接種の早期実施 など

(エ) 「マスク飲食」の推進

感染対策の急所と言われる「飲食の場」での飛沫による感染 リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話す るときはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進してい る。

a 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため、これまでの「感染防止対策取組書」を発展させ、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

(a) 概要

「感染防止対策取組書」に登録し、基本的な感染防止対策 (アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底 など)に加え、マスク飲食実施店であることの対外的な発信、 マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。

(b) 実施期間

令和3年4月21日から令和4年3月31日まで

- (c) 「マスク飲食実施店」認証状況(8月16日現在)
 - 申請数 21,431件
 - 認証数 9,225件

b SNS を活用した「マスク飲食」の普及啓発

「マスク飲食」を自分事として実践してもらうきっかけとするため、SNS を活用した「マスク飲食」の普及啓発を行っている。

(a) 概要

「マスク飲食」を実践している写真や動画を SNS (Instagram、Twitter) に投稿してもらい、投稿いただいた県民の中から抽選で 500 人にマスク 1 年分を贈呈する (マスクは県への寄贈品を活用)。

(b) 実施期間

令和3年4月20日から9月30日まで

- (c) フォロワー数(8月16日現在)
 - Instagram 479件
 - Twitter 479 件

c 飲食時の飛沫を可視化する動画の作成

マスク飲食をはじめとした感染防止対策の重要性を県民に理解いただくため、特殊な撮影方法により、飲食の際に基本的な感染防止対策とマスク飲食の組み合わせによっていかに飛沫が抑えられるかを可視化した動画を作成し、令和3年6月20日に公開した。

(オ) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療・福祉従事者 を応援・支援するための基金を設置し、県民等からの寄附を受け 入れている。

寄附受入状況は、令和3年8月16日時点で、914,308,965円(5,480件)。

(3) 医療提供体制等

ア 病床の確保状況等

(8月15日現在)

区分	入院者数	即応病床数	病床確保 フェーズ 4	最大確保 病床数(b)	病床利用率 (a/b)
	(a)		7 4 7 4	7円/下刻(U)	(a/ b)
重症	200 人	217 床	199 床	217 床	92.1%
中等症• 軽症	1,258人	1,591床	1,591床	1,591床	79.3%
計	1,458人	1,808床	1,790床	1,808床	80.6%

[※]重症の即応病床数が病床確保フェーズ4の病床数を上回ったため、最大確保病床数は即応病床数と一致している

イ 病床確保フェーズの引き上げ

入院者数の増加に伴い、令和3年7月28日に、県は中等症及び軽症の病床確保フェーズを「3」から「4」に引き上げることを決定し、同日付けで、神奈川モデル認定医療機関あてに、病床数の拡大の要請及び各認定医療機関の役割に応じた患者の積極的な受入の要請を行った。

8月4日には、重症病床についても病床確保フェーズを「4」に引き上げるとともに、中等症・軽症病床も含めた、さらなる病床の拡大の検討について、神奈川モデル認定医療機関に要請を行った。

参考:フェーズごとの確保病床数

病床の区分	フェーズ1	フェーズ 2	フェーズ3	フェーズ4
重症用	89	121	159	199
中等症·軽症用	838	1083	1316	1591
合計	927	1204	1475	1790

ウ 入院・手術の一時停止の要請

感染の急拡大により入院調整等が困難になる中、新型コロナウイルス感染症患者の外来・入院機能の強化及び救急医療体制を堅持する必要があることから、神奈川モデル認定医療機関に対し、3ヵ月程度の緊急的な対策として、医師が延期できると判断した入院・手術の一時停止による人員配置等を通じた体制強化を図るよう、令和3年8月6日に要請した。

エ かながわ緊急酸素投与センター

令和3年2月、医師により入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染症患者の搬送先が確定するまでの間、酸素投与の応急処置をする緊急的な施設を、県立スポーツセンター内(藤沢市)に設置した。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、県立スポーツセンターが使用できない期間、設置場所を一時的に横浜伊勢佐木町ワシントンホテル(横浜市中区)へ移転した。

感染者の急増と病床逼迫を受け、令和3年8月7日より、24 床の設備を稼働し、患者の受け入れを開始した。

才 宿泊療養施設

(7) 新たな宿泊療養施設の確保

感染の急拡大に対応するため、令和3年8月中に、宿泊療養施設 を3施設開設する。

• 8月10日利用開始

東横 I N N 新横浜駅前新館(横浜市港北区)

• 8月25日利用開始予定

ベストウェスタン横浜(横浜市鶴見区)

• 8月27日利用開始予定

東横INN 横浜スタジアム前I、Ⅱ(横浜市中区)

宿泊療養施設の稼働状況(8月15日現在)

区分	確保室数	受入可能	入所者数	稼働率
	(a)	室数(b)	(c)	(c/b)
湘南国際村センター	95 室	95 室	39 人	41.1%
アパホテル<横浜関内>	451室	375 室	106人	28.3%
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399 室	352 室	104 人	29.5%
レンブラントスタイル本厚木	162 室	126 室	39 人	31.0%
パークインホテル厚木	282 室	234 室	98 人	41.9%
新横浜国際ホテル(本館)	206室	188 室	88 人	46.8%
リッチモンドホテルプレミア武蔵小杉	302室	247 室	107 人	43.3%
東横INN新横浜駅前新館	288 室	249 室	27 人	10.8%
相模原宿泊療養施設	40 室	40 室	15 人	37. 5%
合計	2,225室	1,906室	623 人	32. 7%

(イ) 「パークインホテル厚木」におけるクラスター発生

a 概要

運営スタッフ内で新型コロナウイルス感染症クラスターが発生したことにより、令和3年5月29日から施設運営を休止したが、C-CAT等による調査が終了したことから、7月10日から運営を再開した。

b 経緯

5月19日 スタッフ1名の陽性が判明

5月21日 スタッフ1名の陽性が判明

5月23日~スタッフの集中検査を実施

5月23日 療養者の新規受入れを停止

5月25日 スタッフの感染が計6名となり、クラスターと認定 " C-CATによる現地調査

5月29日 入所者を他の宿泊療養施設に移送し、当面の間、運営を 休止

6月21日 C-CAT・国立感染症研究所合同による現地再調査

7月10日 入所者の受入再開。高性能空気清浄機の導入が7月末

となるため、当面は暫定的にスタッフの人数を限定するとともに、受入れ入所者数についても制限して運営。

7月28日 高性能空気清浄機導入後、通常運営の再開

c 感染防止対策

- ・C-CAT等の調査結果を踏まえ、スタッフ執務スペースのゾーニング変更等を行うとともに、 CO_2 濃度測定器や高性能空気清浄機を導入
- ・2重マスクの常時着用など、飛沫防止対策の一層の徹底
- ・宿泊療養施設のスタッフに有症状者が発生した場合には、速やかに 集中検査を実施する体制を構築
- ・宿泊療養施設のスタッフへのワクチン優先接種を実施
- ・ 今後、他の宿泊療養施設の換気状況等も順次確認

(ウ) 宿泊療養施設における入所者の死亡

令和3年6月4日、新型コロナウイルス感染症により、県の宿泊療養施設において療養中の60歳代の入所者が、心肺停止の状態であったため、医療機関に救急搬送したが、同日10時15分、死亡が確認された。

a 経過

日作		内容
5月26日		陽性判明
5月27日		宿泊療養施設に入所
6月3日	10:08	体調確認のため、現地看護師から架電(SP02 95%)
		看護師が本部搬送調整班の医師に相談、経過観察の指示
		を受ける
	10:15	本人から療養サポート窓口へ架電。薬の処方の要望に対
		して、看護師から連絡する旨を伝達
	11:02	コロナ 119 看護師から本人へ架電(Sp02 95%、36.4℃、
		咳、痰)。その後、オンライン診療を受診
	15:22	体調確認のため、現地看護師から架電(Sp02 95%)
	20:29	体調確認のため、現地看護師から架電(Sp02 95%、
		36. 5℃)
6月4日	8:05	安否確認のため架電したが応答なし
	8:17	安否確認のため架電したが応答なし
	8:20	安否確認のため架電したが応答なし
	8:30	安否確認のため架電したが応答なし、訪室準備開始
	8:39	訪室(看護師1名、運営スタッフ1名)、ベッドの上で仰
		向け、心肺停止状態で発見。心臓マッサージを開始。救
		急車を要請
	8:42	訪室 (看護師1名)、心臓マッサージを交代で実施

8:52	救急隊到着
9:14	救急隊、医療機関へ出発
10:15	医療機関において死亡を確認

b 死因

COVID 感染での急性肺炎からの呼吸不全

c その他

本事案の原因究明及び再発防止策等の検証のため、「宿泊療養死亡事案に関する第三者検証委員会」を設置し、7月16日に第1回委員会を開催した。

(エ) 入所者の無断外出

a 概要

令和3年7月2日午後、「レンブラントスタイル本厚木」に入所している20代の男性1名が、無断で同施設から一時外出し、近隣のコンビニエンスストア1か所に立ち寄った事実が確認された。

b 7月2日の経緯

- 15:51 入所者が患者入退出用エレベーターで1階へ降り、警備員の目を盗んで無断で外出。
- 16:00 本厚木駅周辺のコンビニエンスストアに入店し、食品を購入。
- 16:07 入所者が施設に戻り、患者入退出口から施設内に入ろうとした ため、警備員が声をかけたところ、「入所者です。」と回答。警 備員は県職員に報告。
- 16:08 県職員は、入退出口にいる入所者にどこに行っていたのかを聞いたところ、「コンビニ」と回答。カードキーを確認し、部屋へ戻るよう指示。
- 16:09 入所者が部屋に戻ったことをモニターで確認。
- 16:10 入所者の部屋に電話をして、無断外出時の行動履歴を聴取。
- 17:15 入所者より聴取した立寄先に状況の説明、謝罪。入所者が触れた場所を県職員により消毒作業を実施。

c 入所期間

令和3年6月29日から7月5日

d 再発防止策

(a) 入所者への対応

当該施設を含め、県内の宿泊療養施設に、以下について入所者に 周知徹底するよう指示した。

- ・ 入所時に誓約書に署名したとおり入所期間中は外出禁止であること
- ・ 無断外出時にこの対応に伴う経費の負担や損失が生じた場合 に損害賠償請求を行うこと
- ・ 無断外出により行方不明となった場合は、警察に連絡することになること

(b) 警備会社等への対応

本事案は、警備員の不注意による無断外出であり、警備会社へ 厳重注意を行った。警備会社からは、監視体制について必要な見 直しを行うと県に報告があった。

カ 地域療養の神奈川モデル

(7) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。

(イ) 実施状況

a 藤沢市

令和3年3月23日から藤沢市で先行実施。

< 3月23日から8月9日までの実績>

対象者数	対応実績				
刈 豕 伯 剱	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
542 名	109 件	0件	220 件	67名	316名

b 鎌倉市

令和3年5月11日から鎌倉市で事業を開始。

< 5月11日から8月9日までの実績>

対象者数	対応実績				
対象者数	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
187名	100 件	107 件	109 件	48名	89名

c 横須賀市

令和3年6月1日から横須賀市で事業を開始。

<6月1日から8月9日までの実績>

対象者数	対応実績				
刈豕日剱	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
204名	15 件	0件	74 件	36名	102名

d 平塚市

令和3年7月6日から平塚市で事業を開始。

< 7月6日から8月9日までの実績>

対象者数		対応実績				
対象者数	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了	
139名	13 件	1件	104 件	17名	74名	

e 三浦市

令和3年7月6日から三浦市で事業を開始。

<7月6日から8月9日までの実績>

対象者数	対応実績				
対象者数	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
13名	0件	0件	1件	1名	5名

f 厚木市·愛川町·清川村

令和3年7月28日から厚木市・愛川町・清川村で事業を開始。

< 7月28日から8月9日までの実績>

対象者数			対応実績		
刈豕石奴	看護師訪問	医師訪問	オンライン診療	入院搬送	療養終了
154名	15 件	0件	24 件	17名	70名

(4) 高齢者施設等の従事者に対するPCR検査

ア 事業概要

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針により、歓楽街のある大都市等においては、高齢者施設等の従事者を対象に、PCR検査を定期的に実施することが求められている。

本県においては、高齢者、障害児者施設等の従事者を対象にPCR検査を行う。

高齢者施設等については、日本財団と連携し、同財団の経費負担により実施し、障害児者施設等については、県、保健所設置市それぞれが実施する。

【対象施設数·職員数】

施設区分	対象区域	頻度	事業所数	職員数
高齢者施設	全県	週1回	約 12,000	約 195,000 人
障害者施設	県域まん延 防止等重点 措置区域	2週に 1回	約 200	約 4,800 人
合計	_		約 12,200	約 199,800 人

イ 検査実施状況

	事業所数(※)	人数 (※)
高齢者施設等(8/7 時点)	10,638 事業所	278,751 人
障害者施設等(7/19 時点)	128 事業所	4,059 人

※事業所数、人数は延べ数

(5) 新型コロナウイルスの抗体保有状況調査等の実施

県内の新型コロナウイルスの感染状況等を把握するため、抗体保有状況調査等を実施した。

ア 市中の抗体保有状況調査等

• 実施主体:神奈川県立保健福祉大学等

· 実施期間:令和3年1月~3月

・検査対象:20歳以上の県内在住者

• 検査数: 1,404 名

・抗体保有者数:17名(抗体保有率:1.2%) 生活習慣等の実態として、60歳以上等の同居人との食事時に会話を している人は7割を超えるが、その際に2m以上の距離を確保してい る人は3割程度である。

イ 発熱等の有症状者の抗体保有状況調査

· 実施主体: 慶應義塾大学

· 実施期間: 令和3年3月

・検査対象: 20 歳以上の県内在住者のうち令和2年11月から令和3年 2月までに、LINEパーソナルサポートにて発熱等の症状有 と回答した者

• 検査数: 703 名

・抗体保有者数:87名(抗体保有率:12.4%) 高熱、風邪症状、味覚・嗅覚症状を訴えた者の割合が、抗体検査陽性 で多い。

ウ 抗体の継続状況調査

• 実施主体:神奈川県内科医学会

• 実施期間:令和2年5月~令和3年2月

・検査対象:神奈川県内科医学会が実施した患者・医師・看護師に対 する抗体保有状況調査で抗体保有が確認された者のうち、 追跡調査に同意した者

· 検査数:33名

・6ヶ月後の抗体保有者数:8名(抗体保有率:24.2%)

(6) ウイルス変異に対応した試薬開発の支援等

ア ウイルス変異に対応した試薬開発の支援

新型コロナウイルスの感染の有無及びウイルス変異状況を一括で確 認できる研究用試薬の開発を支援した。

イ 携帯型全自動一括検査機器の開発の支援

今年度の秋以降のインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行 等を想定し、4種類の感染症を一括で迅速に検査できる機器の開発を 支援しており、既に試作機の完成に至っている。

(7) 高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症の迅速検査の令 和2年度実証試験結果について

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者が入居する 高齢者福祉施設で、発熱者等が発生した場合、施設の看護師が迅速に検 査する際の課題を把握するために、実証試験を実施した。

その結果から、発熱した入居者の迅速な検査、病院への移動による感 染リスクや業務負担が低減できる等のメリットがあることがわかった。 一方で、実施に当たっては、施設の看護師の検体採取技術の習得、ま た、協力医療機関との連携強化などに課題があることがわかった。

(8) ワクチンの接種状況等

ア 医療従事者等へのワクチンの接種状況

(7月30日現在)

区分	1回接種	2回接種
医療従事者等	311, 139 回	291, 187 回

イ 高齢者へのワクチンの接種状況※

(8月11日現在)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区分	1回接種	2回接種
高齢者	2,013,455 回	1, 913, 673 回

[※]政府 CIO ポータル HP 新型コロナワクチンの接種状況「都道府県別接種数」より

ウ 全世代 (12 歳以上) へのワクチンの接種状況 (8月 11 日現在)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
区分	1回接種	2回接種
全世代(12歳以上)	3, 359, 608 回	2, 545, 038 回

エ 市町村への支援策

(7) 市町村支援チームの設置

市町村が抱える課題や支援ニーズを汲み取り、きめ細かい支援を 展開するため、5月に市町村支援チームを設置した。

(イ) 医療従事者の確保に向けた取組

高齢者への接種を進めるため、医師・看護師などの医療従事者の確保が課題となっていることから、支援を必要とする市町村について医療従事者のマッチング支援を行った。

医療従事者マッチング支援の状況

市町村	マッチングの内容	従事開始日
相模原市	看護師 14 名	6月21日(月)
茅ヶ崎市	医師 9 名、看護師 18 名	6月14日(月)
海老名市	医師2名、看護師4名	6月9日(水)
座間市	医師1名、看護師1名	6月23日(水)
寒川町	医師3名、看護師17名	6月20日(日)
大磯町	医師8名、看護師22名	7月1日(木)
二宮町	医師4名、看護師8名	6月21日(月)
箱根町	医師2名、看護師2名	6月26日(土)
真鶴町	医師1名、看護師1名	6月7日(月)
計	医師 30 名、看護師 87 名	

(ウ) 新型コロナウイルスワクチンキャンセル枠活用システムの提供

余剰ワクチンが生じた場合、事前にキャンセル待ちの登録をした 方にお知らせし、ワクチン接種予約のマッチングを行うシステムを 提供し、ワクチン接種会場(集団接種会場、医療機関)への導入を 進めている。

システム導入の状況

(8月11日現在)

集団接種会場	清川村 (6/15~)、海老名市 (7/6~)、 逗子市 (7/20~)、真鶴町 (7/30~)
医療機関	キャンセル待ち登録者数116,561 人登録医療機関170 機関マッチング件数389 件

オ 企業や大学等における接種(職域接種)

(7) 概要

地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や 大学等において職域単位での接種が可能となった。職域接種に当た っては、医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治 体の接種事業に影響を与えないこととされている。

(イ) 使用ワクチン

武田薬品工業株式会社/モデルナ社ワクチンを使用。

(ウ) 企業等が実施するに当たっての条件

- ・企業等が自ら人員や場所などを確保すること。
- ・1,000 人規模の接種を予定すること。(複数の企業で 1,000 人を超える場合も可。)

(I) 接種費用等

- ・職域接種は予防接種法に基づき行われるものであり、接種に係る費用は同法に基づき支給されるが、人員や場所などの確保に関する費用は企業等の負担となる。
- ・外部の医療機関が出張して実施する職域接種で、中小企業が商工会議所等を事務局に共同実施する場合や、大学等が学生も対象にする等の場合、1000円×接種回数を上限に実費補助の支援がある。
- ・接種券が届く前でも接種可能であるが、接種券が発送された後の場合は、企業や大学等において、本人から接種券を回収して予診票に添付し、請求等を行う。

(オ) 国、県及び市町村の役割

機関	役 割	
県	企業等からの問合せ対応 企業等からの申請確認	
围	企業等からの申請受付・承認 医療機関コードの付与 集合契約手続き(市町村の業務を代行) 冷凍庫の手配 ワクチン必要数の把握と配送(針・シリンジ含む)	
市町村	接種費用の支払い	

(か) これまでの状況

6月8日~ 企業等からの WEB フォームによる申請開始 ※6月25日17時 一時申請受付休止

6月21日~ 職域接種開始

(キ) 申請・承認状況

(8月11日現在)

設置主体	申請		国承認	
	件数	接種予定者数	件数	接種予定者数
企業	191 件	489, 222 人	109 件	326, 362 人
中小企業組合等	27 件	124,700 人	7件	22, 100 人
学校関係	24 件	92,600 人	16 件	73, 200 人
社会福祉法人	5件	8,320 人	4 件	7, 120 人
官公庁・行政団体	14 件	73, 199 人	11 件	40, 199 人
計	261 件	788,041 人	147 件	468, 981 人

カ 福祉施設等従事者向けの接種

(7) 概要

高齢者、障がい者、子ども関係の福祉施設などで働く方が、早期 にワクチン接種を受けられるよう、市町村が行う住民接種を補完す る目的で、県独自の接種会場を設置し、ワクチン接種を促進する。

(イ) 接種期間·接種時間

a 接種期間

7月17日から9月30日まで (終了日は予定)

b 接種時間

平 日:午後3時から午後9時 土日祝日:午前9時から午後6時

(ウ) 接種会場

新横浜国際ホテルマナーハウス 南館(横浜市港北区新横浜 3-7-8)

(エ) 使用するワクチン

モデルナ社製ワクチン

(オ) 接種状況

接種予定人数 45,000 人 (期間内に2回接種)

(8月15日現在)

(人)

	内訳				合計
	高齢者	障がい者	子ども	その他**	
接種済み人数	2, 388	2, 747	18, 988	4,067	28, 190
予約済み人数	648	701	4, 955	1,603	7, 907
合計	3, 036	3, 448	23, 943	5,670	36, 097

^{※「}その他」は、保護施設、無料低額宿泊所など

(9) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

令和2年1月30日から、金融課、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社) 商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

令和3年4月1日から、昨年4月1日に保証料補助を拡充した「新型コロナウイルス関連融資」の保証料を従前に戻すとともに、保証料負担が軽減された「コロナ新事業展開対策融資」、「コロナ・災害対策支援融資」、「伴走支援型特別融資」、「事業再生サポート融資(感染症対応枠)」を新設した。

また、令和3年7月1日から、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴 走支援型特別融資」について、信用保証料負担を更に軽減し、最大ゼ ロとした。

ウ 再起促進支援等

(7) 中小企業·小規模企業感染症対策事業費補助金

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する中小企業者等が行う、感染症拡大防止、非対面ビジネスモデル構築、ビジネスモデル転換に取り組む経費の一部を補助する。

a 感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業

アクリル板、換気設備、加湿器等の導入や、デリバリー、テイクアウトの取組、業務効率化等に必要なIT導入などに係る経費を補助する。

(上限 100 万円 補助率:補助対象経費の3/4以内。工事を伴う 換気設備を導入する場合は最大 200 万円)

<実施状況(令和3年8月13日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月3日まで公募を実施。

申請件数 1,909件

申請額 1,352,561 千円

交付件数 50件

交付額 13,732 千円

b ビジネスモデル転換事業

自動車部品から福祉介護用品への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

(上限3,000万円 補助率:補助対象経費の3/4以内)

<実施状況(令和3年8月13日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月18日まで公募を実施。

申請件数 865 件

申請額 11,206,964 千円

(イ) 商店街等のプレミアム商品券発行に係る支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化 及び地域における消費を喚起するため、商店街等が実施するプレミア ム商品券発行事業に対して補助する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、募集時期は未 定。(上限1商店街200万円、複数商店街500万円)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた、ローカル5G 実証環境を活用した製品・技術開発の促進

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、令和2年度に整備したローカル5Gの実証環境を活用した技術支援により、県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな製品やサービス等の開発の促進を図る。

<実施状況>

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に、実証環境の整備が完了。

(I) 経営資源引継・事業再編の支援

新型コロナウイルスの影響で売上が減少してしまったため、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分を補助する。

(上限 100 万円 補助率: 3/4以内)

< 実施状況(令和3年8月13日現在)> 令和3年5月10日から令和3年12月28日まで公募を実施。 申請件数 1件

(オ) ベンチャー企業に向けた事業化支援

大企業と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により 生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援する事業 を実施する。

<実施状況>

- ・新サービス等の開発に当たり、ベンチャー企業と連携して、オー プンイノベーションに取り組む意欲のある大企業等を募集(4月)
- ・大企業等の提示する連携テーマについて、ベンチャー企業からの 提案を募集 $(6 \sim 7 \, \text{月})$

(カ) 県内工業製品購入促進事業

県内製造業を支援するため、令和2年度に引き続き県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品(但し、部品・部材を除く)を購入した際の割引を支援する(かもめクーポン)。

なお、令和3年度は製品の希望小売価格等を単価3万円以上(税抜) に拡充し、実施する。

(1件当たり 割引率 10%以内 上限 20 万円)

<実施状況>

クーポンは令和4年1月31日まで利用可能(発行は1月29日まで)

(キ) 新型コロナウイルスに対応する製品の性能評価サービスの実施

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所殿町支所において、新型コロナウイルスに対応した性能評価サービスを実施する。

<実施状況> 令和2年12月25日から相談・申込受付を開始。

(ク) 県内消費喚起対策事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売り上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわ P a y 」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大 20%の金額に相当するポイント(1人当たり上限 4,000 円相当分)を消費者に還元する。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、「かながわ P a y 」利用開始時期は未定。

<実施状況>

令和3年4月1日から加盟店募集開始。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に 意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要となる施設環境 の調整など、総合的な支援を行う。併せて得られたノウハウをモデル 化し、同種施設への実装を推進する。

<実施状況>

施設への実装を目指すロボットプロジェクトを募集

募集期間 7月16日から8月6日まで

募集件数 10 件程度

8月下旬までに選定予定

(コ) DXプロジェクト推進事業

県内産業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した 新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、専門家 の技術的助言や、課題解決に向けて連携する事業者とのマッチングを 行うとともに、経費の一部を支援する。

<実施状況>

募集期間 5月17日から6月7日まで

応募件数 51件

採択件数 6件

(サ) 中小企業等支援給付金事業

「酒類提供の停止」要請等により、売上に大きな影響を受けている事業者を支援する。

a 酒類販売事業者支援給付金

(a) 給付金額の加算(売上が70%以上減少の場合)

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、 4月から6月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限40万円、個人事業者は上限20万円を、県独自に加算して給付する。

(b) 給付金額の加算(売上が50%以上70%未満減少の場合)

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、 4月から6月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限 20万円、個人事業者は上限 10万円を、県独自に加算して給付する。

(c) 支援対象の拡大 (売上が 30%以上 50%未満減少の場合)

国の月次支援金の給付対象とならない酒類販売事業者等に対し、4月から6月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に支援対象を拡大して給付する。

- (d) 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - 申請件数 139 件
 - 給付件数 99 件
- b 中小企業等支援給付金
- (a) 給付金額の加算

売上が50%以上減少し、国の月次支援金の給付対象となる幅広い業種の事業者(酒類販売事業者等を除く)に対し、4月から6月までの期間について、1か月当たり、中小法人は定額5万円、個人事業者は定額2万5千円を、県独自に加算して給付する。

- (b) 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - 申請件数 1,409 件
 - 給付件数 1,098 件

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付

昨年暮れからの営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し 交付する協力金の概要は次のとおり。

- (7) 第3弾
 - a 区域

横浜市、川崎市

b 要請期間

令和2年12月7日~12月17日

c 要請内容

午前5時から午後10時までの時短営業

d 協力金の額

最大22万円(2万円/日)

- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 10,765 件 (郵送 5,183 件、電子 5,582 件)
 - (b) 交付件数 10,592 件
 - (c) 交付額 2,719,000 千円
- (1) 第4弾
 - a 区域

横浜市、川崎市

b 要請期間

令和2年12月18日~令和3年1月11日

- c 要請内容
 - ①12/18~1/7:午前5時から午後10時までの時短営業
 - ② 1 / 8 ~ 1 / 11:午前 5 時から午後 8 時までの時短営業(酒類の提供は午後 7 時まで)
- d 協力金の額

最大 108 万円

- ①12/18~1/7:4万円/日
- ②1/8~1/11: ①から継続の場合 6万円/日 ②からの場合 2万円/日
- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 13,490 件 (郵送 6,130 件、電子 7,360 件)
 - (b) 交付件数 13,344 件
 - (c) 交付額 15, 205, 960 千円
- (ウ) 第5弾
 - a 区域

県内全域

b 要請期間

令和3年1月12日~2月7日

c 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

d 協力金の額

最大162万円(6万円/日)

- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 27,429 件 (郵送 9,686 件、電子 17,743 件)
 - (b) 交付件数 26,997 件
 - (c) 交付額 57,518,640 千円
- (エ) 第6弾
 - a 区域

県内全域

b 要請期間

令和3年2月8日~3月7日

c 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

d 協力金の額

最大 168 万円 (6 万円/日)

- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 29,017件 (郵送 9,572件、電子 19,445件)
 - (b) 交付件数 27,970 件
 - (c) 交付額 60,703,620 千円

(オ) 第7弾

a 区域

県内全域

- b 要請期間
 - ①令和3年3月8日~3月21日
 - ②令和3年3月22日~3月31日
- c 要請内容
 - ① 3/8~3/21:午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の 提供は午前11時から午後7時まで)
 - ② 3/22~3/31:午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の 提供は午前11時から午後8時まで)
- d 協力金の額
 - ① $3/8 \sim 3/21$:最大84万円(6万円/日)
 - ② 3/22~3/31:最大40万円(4万円/日)
- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 28,652件 (郵送 9,252件、電子 19,400件)
 - (b) 交付件数 27,825 件
 - (c) 交付額 43,114,260 千円
- (加)第8弾
 - a 区域

県内全域

b 要請期間

当初 令和3年4月1日~4月21日変更後 令和3年4月1日~4月19日

c 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)

d 協力金の額

当初最大84万円(4万円/日)変更後最大76万円(4万円/日)

- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 25,933 件 (郵送 8,175 件、電子 17,758 件)
 - (b) 交付件数 25,030 件
 - (c) 交付額 24,323,000 千円
- (キ) 第9弾
 - a 令和3年4月20日からまん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市

- (b)要請期間
 - ①令和3年4月20日~4月27日
 - ②令和3年4月28日~5月11日

(c) 要請内容

- ① 4 /20~ 4 /27: 午前 5 時から午後 8 時までの時短営業(酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時まで)
- ② 4 /28~5 /11:午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- b 令和3年4月28日からまん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域

鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

- (b)要請期間
 - ①令和3年4月20日~4月27日
 - ②令和3年4月28日~5月11日

(c) 要請内容

- ① 4/20~4/27:午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)
- ② 4 /28~ 5 /11: 午前 5 時から午後 8 時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)

(d) 協力金の額(日額)

① $4/20 \sim 4/27$

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- $24/28 \sim 5/11$

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕 4万円~10 万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円(中小企業も 選択可)
- c 上記 a、b 以外の区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年4月20日~5月11日

(c) 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選 択可)

(ク) 第10弾

a まん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、 茅ケ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、 海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・ 酒類の提供は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- ※令和3年5月12日以降の協力金に係る国が示す下限額は 3万円とされていたが、新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用し、特例的に最 大1万円を上乗せ

b 上記 a 以外の区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

(c) 要請内容

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
- カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選 択可)

- c 実施状況 (第9弾・第10弾の合計) (令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 26, 257 件 (郵送 7, 889 件、電子 18, 368 件)
 - (b) 交付件数 16,489 件
 - (c) 交付額 27,380,924 千円

(ケ) 第 11 弾

- a まん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

- (c) 要請内容
 - ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・ 酒類の提供は終日停止
 - カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕3万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- b 上記 a 以外の区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

- (c) 要請内容
 - ・午前5時から午後9時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前 11 時から午後8時まで
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選 択可)

- c 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 20,432 件 (郵送 5,826 件、電子 14,606 件)
 - (b) 交付件数 8,391 件
 - (c) 交付額 5,316,180 千円
- (コ) 第12弾
 - a まん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市

(b) 要請期間

令和3年6月21日~7月11日

- (c)要請内容
 - ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ・酒類提供の要件は次のとおり
 - a'客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b'人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c'感染防止対策基本4項目(アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、手指の消毒設備の設置、マスク飲食の周知等、施設の換気)の遵守

※上記 a'及び b'は、酒類を提供するグループに限る

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕 3万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- b 上記 a 以外の区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市を除く市町村

(b) 要請期間

令和3年6月21日~7月11日

- (c)要請内容
 - ・午前5時から午後9時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ・ 酒類提供の要件は次のとおり
 - a'客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b'人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c'感染防止対策基本4項目の遵守
 - ※上記 a'及び b'は、酒類を提供するグループに限る

(d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選択可)
- c 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 5,540 件 (郵送 145 件、電子 5,395 件)
- (サ) 第13弾
 - a 令和3年7月12日からまん延防止等重点措置に指定された区域
 - (a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

- (b) 要請期間
 - ①令和3年7月12日~7月21日
 - ②令和3年7月22日~8月1日
- (c) 要請内容
 - $\bigcirc 7/12 \sim 7/21$
 - ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・酒類提供の終日停止(ただし、7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証を受けている店舗又は認証の申請を行った店舗は、次の条件を満たした場合、酒類の提供を午前11時から午後7時まで可能とする。なお、7月20日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日から7月21日まで、次の条件で酒類の提供を可能とする。)
 - a'客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b'人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c'「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていること
 - ※上記 a'び b'は、酒類を提供するグループに限る
 - カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ② $7/22 \sim 8/1$
 - ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・ 酒類提供の終日停止
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕3万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選択可)

b 令和3年7月22日からまん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く県内全市町

- (b) 要請期間
 - ①令和3年7月12日~7月21日
 - ②令和3年7月22日~8月1日
- (c) 要請内容
 - (1) $7/12 \sim 7/21$
 - ・午前5時から午後9時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで (ただし、次の条件を満たした店舗に限る)
 - a'客の滞在時間は90分以内に制限・管理
 - b'人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
 - c'感染防止対策基本4項目の遵守
 - ※上記 a'及び b'は、酒類を提供するグループに限る
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
 - ② $7/22 \sim 8/1$
 - ・午前5時から午後8時までの時短営業
 - ・ 酒類提供の終日停止
 - ・カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
- (d) 協力金の額(日額)
 - (1) $7/12 \sim 7/21$

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も 選択可)
- ② $7/22 \sim 8/1$

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕3万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円(中小企業も 選択可)
- c 上記 a 及び b 以外の区域
 - (a) 区域

清川村

(b) 要請期間

令和3年7月12日~8月1日

- (c) 要請内容
 - ・午前5時から午後9時までの時短営業
 - ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで (ただし、次の条件を満たした店舗に限る) a'客の滞在時間は90分以内に制限・管理

- b'人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
- c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記 a'及び b'は、酒類を提供するグループに限る
- カラオケ設備提供の終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る)
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選択可)
- d 令和3年8月2日から緊急事態措置に指定された区域
 - (a) 区域

県内全域

(b) 要請期間

令和3年8月2日~8月31日

- (c) 要請内容
 - a'酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等

終日休業

- ※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含 ***
- ※酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内 持込みを含む)を取り止める場合を除く
- b'酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等 午前5時から午後8時までの時短営業
- (d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限 20 万円 (中小企業も選択可)
- e 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 13,523 件 (郵送 5,568 件、電子 7,955 件)
 - (b) 交付件数 12,567 件
 - (c) 交付額 9,991,800 千円
 - ※令和3年7月20日から8月13日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施
- (シ) 再度の申請受付
 - a 交付対象

第3弾から第8弾までの各弾の要請期間において、対象地域の店舗で要請に御協力いただいたものの、「何らかの理由で当初の申請期限内に協力金の交付申請を行えなかった事業者」及び「県の要請前に自主的に時短営業を実施していた事業者」

- b 実施状況(令和3年8月13日現在)
 - (a) 申請件数 1,219件
 - (b) 交付件数 277 件
 - (c) 交付額 366, 300 千円
- (ス) 大規模施設等に対する協力金
 - a 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業

- ※イベント開催の場合は午前5時から午後9時までの時短営業 ※緊急事態措置期間においては、カラオケ店に対して休業要請
- b 要請対象(まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に指定され た区域の以下の施設)
 - (a) 大規模施設

特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設

(b) テナント、出店者

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

- (c) 飲食業の許可を受けていないカラオケ店(緊急事態措置) 特措法第45条第2項に基づく休業要請を行ったカラオケ店
- c 協力金の額(日額)
 - (a) 大規模施設
 - a'自己利用部分

「時短営業した面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額

- b'テナント等把握管理分(10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数1件毎に2千円/日」に「短縮し た時間/本来の営業時間」を乗じた金額
- (b) テナント、出店者
 - a'テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積 100 ㎡毎に2万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額
 - b'映画館への加算分 「常設のスクリーン毎に2万円/日」に「時短営業により上 映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額
- (c) 飲食業の許可を受けていないカラオケ店 (緊急事態措置)
 - a'建築物の床面積の合計が 1,000 ㎡超のカラオケ店 休業した面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日
 - b' 建築物の床面積の合計が 1,000 ㎡以下のカラオケ店 2万円/日

d 第1弾

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、 茅ケ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、 海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

e 第2弾

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、 藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、 厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、 葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

(c) 実施状況(令和3年8月12日現在)

(第1弾・第2弾の合計)

- a'申請件数 579件 (郵送 29件、電子 550件)
- b'交付件数 146件
- c'交付額 112,442 千円

f 第3弾

(a)区域

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市

(b) 要請期間

令和3年6月21日~7月11日

(c) 実施状況(令和3年8月12日現在)

a'申請件数 52件(郵送6件、電子46件)

g 第4弾

- (a) 令和3年7月12日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域
 - a'区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

b'要請期間 令和3年7月12日~8月1日

- (b) 令和3年7月22日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域
 - a'区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く全市町

b'要請期間

令和3年7月22日~8月1日

(c) 令和3年8月2日から緊急事態措置区域に指定された区域

a'区域

県内全域

b'要請期間

令和3年8月2日~8月31日

オ 感染防止対策用アクリル板等の無償貸出

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効と言われていることから、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、令和2年11月25日から開始した。さらに、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO2濃度測定器」を貸出物品に追加した。

現在、「アクリル板」「サーキュレーター」「CO2濃度測定器」の貸出しについて、かながわ労働プラザ、横須賀合同庁舎、厚木合同庁舎、 平塚合同庁舎、小田原合同庁舎の5箇所で行っている。

<申込状況>(令和3年8月17日16:00現在)

品目	受付数
アクリル板	245,624 枚
サーキュレーター	7,807台
加湿器	3,607 台
CO2濃度測定器	7,450 台

(10) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、6月23日、知事と神奈川労働局長の連名により、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高年齢者等の雇用機会の確保等を依頼するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用問題の解決に向けた 支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、 湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施するととも に、同センター本所に新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談 専用ダイヤルを開設している。

また、新型コロナウイルス感染症関連の代表的な相談事例を分かり

やすくまとめてホームページに掲載し、問題の解決に役立つ情報提供を行っている。

エ テレワーク導入に向けた支援

在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業に対し、専門家を アドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行うこととし、 7月30日から募集を開始した(30社を予定)。

また、中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」 に沿った働き方の定着を図るため、テレワークに必要な通信機器等の 購入や運用のための経費などを補助対象とした「テレワーク導入促進 事業費補助金」(上限 40 万円 補助率:補助対象経費の3/4以内) を交付することとし、7月 30 日から申請受付を開始した(500 社を 予定)。

さらに、テレワークを実施する中小企業向けにセミナーをWebで 開催し、定着に向けた課題の解決を図る。

オ 就労相談体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者や転職希望者のために、かながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわにおける就労相談体制の充実を図る。

カ 合同就職面接会及びミニ企業相談会等の実施

雇用環境が悪化する中、求人企業を開拓しながら、失業者が一度に様々な分野の企業等と面接できる機会として、合同就職面接会を通年で4回実施するとともに、ミニ企業相談会及びミニ企業面接会を県内各地で継続的に計40回開催し、失業者と人手を必要とする企業のきめ細かなマッチングを行う。

<実施状況>(8月19日現在)

- 4月22日からミニ企業相談会及びミニ企業面接会を14回開催。
- 6月17日から「かながわ合同就職面接会」を1回開催。

(11) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(7) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計 人口マップ」等、4つの混雑状況の確認方法を紹介している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」(9言語)において、新型コロナウイルス感染症予防のための旅行者向けのページを作成し、旅行中に気を付けるべきことや電話相談サービスを紹介するとともに、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」(5言語)を掲載した。

また、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語(4言語)対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、市町村観光 所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知し た。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における 宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実 施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県民が地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の割引を行うキャンペーン「地元かながわ再発見(かながわ県民割)」を実施したが、感染状況が急速に悪化したことに伴い、令和2年11月30日から新規販売を一時停止し、既存

予約分についても令和2年12月28日以降の旅行は割引対象外とした。 なお、販売再開の時期は、感染状況等を踏まえて判断する。

オ ワーケーション普及に向けた支援

温泉観光地・箱根で、自然豊かな環境を生かしたワーケーション*に取り組む宿泊施設を支援するため、箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)と連携し、ワーケーションの特設ページを観光ウェブサイト「観光かながわNOW」に作成した。

※ 「仕事 (work)」と「休暇 (vacation)」を組み合わせた造語で、 I T技術の進展により、時間や場所にとらわれず働くテレワークが 普及したことを背景に、新たな就業・休暇スタイルとして欧米を中 心に広まりをみせている。

カ 宿泊事業者の感染症対策等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた宿泊事業者を支援するため、宿泊事業者が実施する感染防止対策等に要する経費に対して補助することとし、令和3年7月30日から申請受付を開始した。

<u> </u>	
項目	内 容
補助対象	宿泊事業者が、令和2年5月14日以降に着手した次の事業に要する経費 1 感染防止対策に必要となる設備等の導入事業例)電子宿泊台帳システム、キーレスシステム、アクリル板、機械換気設備等 2 新たな需要に対応するための体制整備事業例)ワーケーションやバリアフリーに対応するための施設改修等
補助率	令和2年5月14日以降着手分 1/2 令和3年4月1日以降着手分 3/4
上限額	1 施設当たり 500万円

(12) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

ア 臨時休業から学校再開までの主な対応(令和2年2月から令和2年5月 まで)

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。
- ※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

イ 学校再開後の主な対応(令和2年6月から令和3年5月まで)

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。
- ・ 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- ・ 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時

差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時 差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面(概 ね年内)継続する。

- ・ 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を 取りまとめた。
- ・ 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、 県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差 通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差 通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面 (概ね年度内)継続する。
- ・ 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- ・ 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態 宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に 通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方 針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校 運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、 授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授 業を徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、 Web サイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこと とした。
- ・ 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意 事項等を整理し県立学校に通知した。
- ・ 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、 1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- ・ 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- ・ 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。

- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン 授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時におい ても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、 県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応してい くこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、 県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。
- ※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

ウ 令和3年6月以降の対応について

(ア) 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

- a 基本的な対応について
 - 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
 - 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

- b 感染防止対策の徹底について
 - 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていること を踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し 徹底する。
 - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとと もに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わな い。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自 粛し、不要不急の外出は控える。
- c 学習活動について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- d 部活動について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- e 修学旅行等について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動の うち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- (4) 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株(デルタ株)への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3

年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

<高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則 として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

○ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

【具体的な対応等】

- a 基本的な対応について
 - 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
 - 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- b 感染防止対策の徹底について
 - 特に、今後、変異株(デルタ株)への置き換わりが進むことが、国 により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本 的な感染防止対策を強化し徹底する。
 - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (素材により使い分け)による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
 - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとと もに、身体的距離を確保し、食事中の会話や飲食物の共有は行わな い。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
 - ・熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏ま え、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止 対策を講じた上で、マスクは外させる。
 - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自 粛し、不要不急の外出は控える。

- c 学習活動について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
 - 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。
- d 部活動について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間 終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日について は、「神奈川県立学校に係る部活動の方針(神奈川県教育委員会平 成30年3月、平成31年3月一部改定)」に則り実施する。
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - 合宿(県内及び校内合宿を含む)及び泊を伴う県外遠征については、 中止とする。
 - 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行 う練習試合や合同練習等については、中止とする。
 - ※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、 引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。
- e 修学旅行等について
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
 - まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動の うち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- f 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- (ウ) 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き

緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

【感染防止対策の強化・徹底について】

- a 部活動等における感染防止対策の徹底について
 - 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜 塩素酸ナトリウム水溶液 (素材により使い分け) による消毒の実施や、 手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離 の確保などについて徹底すること。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏ま え、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対 策を講じた上で、マスクは外させること。
 - 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、 医療機関を受診するよう指導すること。
 - 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
 - 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話 を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校 途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。
- b 教育活動外の行動に係る指導について
 - 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
 - オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集 まっての観戦は行わないよう指導すること。
- c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について
 - 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

(エ) 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応して

いくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】

- a 部活動について
 - 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講 じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同 練習は行わない。
 - ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・活動日数は、週4日を上限とする。
 - 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
 - 合宿(県内及び校内合宿を含む)及び県外遠征については、中止とする。
 - 大会等の14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校 長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び 活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った 必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
 - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- b 学習活動について
- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。 c 学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

(オ) 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10 日に「『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

- a 教育活動等における感染防止対策の徹底について
 - 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
 - やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公 共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、ま っすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしな いことについて指導を徹底すること。
 - 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、 登校させないこと(部活動等の際も同様)。
 - 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (素材により使い分け)による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

<部活動等における感染防止対策の徹底について>

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜 塩素酸ナトリウム水溶液 (素材により使い分け) による消毒の実施や、 手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離 の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。

- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、 医療機関を受診するよう指導すること。
- b 教育活動外の行動に係る指導について
 - 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
- c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について
 - 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- (カ) 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長 はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

○ 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- b 学習活動について
 - 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。
- c 部活動について
- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講 じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿(県内及び校内合宿を含む)及び県外遠征については、中止と する。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校 長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び 活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った 必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
- d 学校行事等について
- (a) 修学旅行等について
 - 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、 長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期 又は中止とする。
 - 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越 えるものについては延期又は中止とする。
- (b) 文化祭・体育祭等について
 - 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染 防止対策を徹底する。
- (c)学校説明会等について
 - 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底 した上で実施する。

別紙1

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況 県教育委員会把握分(令和3年8月12日現在)

1 県立学校(高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

(1) 児童、生徒

期間	校種	感染者数	校 数	
	高等学校・中等教育学校	1	1	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	特別支援学校	0	0	
	小 計	1人	1校	
	高等学校・中等教育学校	1, 216	139	
令和2年6月から 令和3年8月まで (学校再開後)	特別支援学校	68	22	〔参考〕
(小 計	1, 284人	161校	県立学校児童 生徒数
	合 計	1, 285人	162校	128, 424)

(2)教職員

期間	校 種	感染者数	校 数	
	高等学校・中等教育学校	1	1	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	特別支援学校	1	1	
(子及於未朔町丁)	小計	2人	2校	
	高等学校・中等教育学校	142	78	
令和2年6月から 令和3年8月まで (学校再開後)	特別支援学校	43	17	[参考]
	小 計	185人	95校	県立学校教員数 (本務者)
	合 計	187人	97校	11,401人

[参考] 県立学校教員数 (本務者) 県立学校数

169校

県立学校数

169校

(3) 臨時休業 (学校の全部) の状況

期間	校 種	校 数
令和2年6月から	高等学校・中等教育学校	58
令和3年8月まで (学校再開後)	特別支援学校	11
	合 計	69校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者) は、令和 2 年 5 月 1 日現在「令和 2 年度学校基本統計 (学校基本調査報告書)」より

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

<u> </u>	工作/			\ 教職貝.	
年月	校 種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
令和2年	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
3月	特別支援学校	0	U	0	U
令和2年	高等学校・中等教育学校	0		1	4
4月	特別支援学校	0	0	0	1
令和2年	高等学校・中等教育学校	1		0	
5月	特別支援学校	0	1	1	1
	高等学校・中等教育学校	1人		1人	
小計	特別支援学校	0人	1人	1人	2人
令和2年	高等学校・中等教育学校	0		0	
6月		1	1	0	0
A # . a #	高等学校・中等教育学校	6		0	
令和2年 7月	特別支援学校	0	6	2	2
	高等学校・中等教育学校	27		2	
令和2年 8月		2	29	1	3
- , •	特別支援学校				
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
0 7,1	特別支援学校	5 -	18	0	
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	- 7	0	1
1071	特別支援学校	0		1	
令和2年	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
11月	特別支援学校	5	25	2	
令和2年	高等学校・中等教育学校	77	- 81	8	10
12月	特別支援学校	4	J .	2	10
令和3年	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
1月	特別支援学校	6	201	2	23
令和3年	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
2月	特別支援学校	1	40	4	10
令和3年	高等学校・中等教育学校	30	0.1	13	1.4
3月	特別支援学校	1	29 18	1	14
1	高等学校・中等教育学校	464人	400.1	57人	70.1
小計		25人	489人	15人	72人
令和3年	高等学校・中等教育学校	62		15	
4月	特別支援学校	1	63	1	16
令和3年	高等学校・中等教育学校	81		8	
5月		4	- 85	4	12
令和3年	高等学校・中等教育学校	63		8	
5 和 3 年 6 月	特別支援学校	4	67	1	9
A = 0 F	高等学校・中等教育学校	259		22	
令和3年 7月		19	278	17	39
A=- c =-	宣 然	287		32	
令和3年 8月	特別支援学校	15	302	5	37
	高等学校・中等教育学校	752人		85人	
小計		43人	795人	28人	113人
				143人	
合計	高等学校・中等教育学校	1,217人	1, 285人		187人
	特別支援学校	68人		44人	

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況(学校再開後:令和2年6月から令和3年8月まで)

高等学校·中等教育学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	78%	家庭内感染	37%
※うち重	症者は0人	学校内感染	7%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	50%

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	53%	家庭内感染	36%
※ うち重約	定者は0人	学校内感染	14%
		家庭・学校以外の活動・交流等	31%
海外からの帰国		0%	
		感染経路不明	19%

(6) 県立学校教職員の感染状況 (学校再開後:令和2年6月から令和3年8月まで)

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	90%	家庭内感染	14%
※うち重	症者は1人	学校内感染 3%	
		家庭・学校以外の活動・交流等	3%
海外か		海外からの帰国	0%
		感染経路不明	80%

2 市町村立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)

(1) 児童、生徒

期間	校種	感染者数	校 数
	高等学校	0	0
A.T. o. F. o. E. &. č	中学校	5	4
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	小学校	12	11
(子仪怀未朔间中)	特別支援学校	1	1
	小計	18人	16校
	高等学校	162	17
今和の年で 日から	中学校	1, 208	340
令和2年6月から 令和3年8月まで	小学校	1, 849	641
(学校再開後)	特別支援学校	26	7
	小 計	3, 245人	1, 005校
	合 計	3, 263人	1, 021校

市町村立学校児	市町村立学
童・生徒数	校数
659, 165人	1,298校

(2)教職員

期間	校 種	感染者数	校 数
	高等学校	0	0
△和 0 左 9 日 3 °C	中学校	1	1
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	小学校	2	2
(子仪怀未朔间中)	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
	高等学校	26	15
△和 0 左 C 日 3 C	中学校	96	69
令和2年6月から 令和3年8月まで (学校五男祭)	小学校	238	178
(学校再開後)	特別支援学校	16	9
	小 計	376人	271校
	合 計	379人	274校

[参考]

市町村立学校教 員数(本務者)	市町村立学 校数
41,347人	1,298校

(3) 臨時休業 (学校の全部) の状況

期間	校 種	校 数
	高等学校	11
令和2年6月から 令和3年8月まで	中学校	65
(学校再開後)	小学校	96
	特別支援学校	5
	合 計	177校

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者) は、令和 2 年 5 月 1 日現在「令和 2 年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」より

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合 計	感染者数	合 計
	高等学校	0		0	
令和2年	中学校	0	1	0	0
3月	小学校	1	. '	0	U
	特別支援学校	0		0	
A = - = =	高等学校	0		0	
令和2年	中学校	3	13	1	3
4月	小学校	9		2	ŭ
	特別支援学校	1		0	
A T- 0 F	高等学校	0	0	0	
令和2年	中学校	2	4	0	0
5月	小学校	2		0	-
1	特別支援学校	0		0	
	高等学校 中学校	<u> </u>	-	0人	
小計	小学校	5人	18人	1人 2人	3人
	特別支援学校	1人	•	0人	
	高等学校	0		0	
令和2年	中学校	1	_	0	_
6月	小学校	2	3	0	0
0 / 1	特別支援学校	0		0	
	高等学校	0		0	
令和2年	中学校	2		1	•
7月	小学校	9	11	5	8
	特別支援学校	0		2	
	高等学校	2		0	
令和2年	中学校	17	00	1	10
8月	小学校	61	80	11	13
	特別支援学校	0	<u>l</u>	1	
	高等学校	0		1	•
令和2年	中学校	20	60	2	5
9月	小学校	40] 00	2	υ
	特別支援学校	0		0	
	高等学校	1		0	
令和2年	中学校	28	83	1	5
10月	小学校	54	. 00	4	3
	特別支援学校	0		0	
	高等学校	8		4	
令和2年	中学校	39	101	7	19
11月	小学校	52		8	
	特別支援学校	2		0	
AFROTE	高等学校	17		2	
令和2年	中学校	150	324	11	44
12月	小学校	155	-	28	
-	特別支援学校 高等学校	31		<u>3</u> 5	
令和3年	中学校	251	•	31	
1月	小学校	418	707	65	107
1,71	特別支援学校	7	1	6	
	高等学校	3		0	
令和3年	中学校	36	1 404	1	4.0
2月	小学校	80	121	15	16
	特別支援学校	2		0	
	高等学校	2		0	
令和3年	中学校	22	84	2	14
3月	小学校	59	04	12	14
	特別支援学校	1		0	
	高等学校	64人		12人	
小計	中学校	566人	1,574人	57人	231人
\1.bl	小学校	930人	」', 5/ 1 人	150人	201八
	特別支援学校	14人		12人	
	高等学校	7	1	3	
令和3年	中学校	52	170	4	26
4月	小学校	108	1 ''	18	20
	特別支援学校	3		1	
A-F1 0 F	高等学校	21	4	3	
令和3年	中学校	104 192	317	14 29	47
5月	小学校 特別支援学校	192	1	<u> 29</u> 1	
	高等学校	19	1	0	
令和3年	中学校	76	264	12	26
6月	小学校	168	. 204	12	20
	特別支援学校	1	 	2	
令和3年	高等学校 中学校	28		5 9	
7月	<u> </u>	332	651	20	34
1 71	小学校 特別支援学校	8	1	0	
	高等学校	23		3	•
令和3年	中学校	127	269	0	12
8月	小学校	119	- 200	9	12
 	特別支援学校 享等学校	98人		0 14人	
	高等学校 中学校	642人	1	39人	
小計	上	919人	1,671人	88人	145人
	小子校 特別支援学校	12人	1	4人	
		162人		26人	
	高等学校 中学校	1,213人	- I	97人	
合計	上	1, 213人	3,263人	240人	379人
	小子仪 特別支援学校	27人	1	16人	
	何別又1友士仪	<i>L1</i> 人	I	10人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況(学校再開後:令和2年6月から令和3年8月まで)

高等学校

一	割合	感染経路	割合
有症状者数	79%	家庭内感染	25%
※うち重	症者は0人	学校内感染	14%
		家庭・学校以外の活動・交流等 3%	
		海外からの帰国 0%	
		感染経路不明 59%	

中学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	61%	家庭内感染	60%
※うち重	症者は0人	学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	10%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明 27%	

小学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	43%	家庭内感染	79%
※ うち重	症者は0人	学校内感染	2%
		家庭・学校以外の活動・交流等	6%
		海外からの帰国 0%	
		感染経路不明 12%	

特別支援学校

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	50%	家庭内感染	35%
※うち重	症者は0人	学校内感染	8%
		家庭・学校以外の活動・交流等	38%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明 19%	

(6) 市町村立学校教職員の感染状況(学校再開後:令和2年6月から令和3年8月まで)

症状	割合	感染経路	割合
有症状者数	79%	家庭内感染	22%
※うち重	症者は2人	学校内感染	3%
		家庭・学校以外の活動・交流等	9%
		海外からの帰国	0%
		感染経路不明 67%	

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況 <県立高等学校137校(全日制135校・昼間定時制2校)、県立中等教育学校2校>

(通信制である、横浜修悠館高校を除く。)

授業開始時刻(令和3年8月12日現在)

授業開始時刻	学校数
8:40	3
8:45	1
8:50	16
8:55	4
9:00	35
9:05	14
9:10	28
9:15	9
9:20	25
9:25	2
9:30	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね8:50 である。 (一部の県立高等学校を除く。)

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況 <県立特別支援学校 29 校>

登校時刻(令和3年8月12日現在)

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	5
8:55	3
9:00	6
9:05	1
9:10	1
9:20	1
9:30	9
9:45	1
計	29

- ※「通常登校」時の登校時刻は、概ね8:30~9:00である。
- ※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。
- ※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。